

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------------|
| 21 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和5年7月26日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|---------|--|
| 事務の名称 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 |
| 事務の概要 | 南相馬市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に定められた市町村長の行う住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る業務を行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 |
| システムの名称 | 1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー |

2. 特定個人情報ファイル名

| |
|--------------------------|
| 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル |
|--------------------------|

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一 100項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定) |
|--------|---|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|---|
| 実施の有無 | [実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1号、別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| 部署 | 健康福祉部 社会福祉課 |
| 所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所：福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話：0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail：somu@city.minamisoma.lg.jp |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所：福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話：0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail：digital@city.minamisoma.lg.jp |

しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | < 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年3月11日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年3月11日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし |

しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

